

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
1	北幹線第一理美容店	福島市飯坂町平野字早川原20-1	浪江町	店舗	109.77	24	2	7	26	1	18	鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合・浪江理容グループ	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、避難先における町民の生活を支えるとともに、事業者の事業再開支援に当該仮設建築物が必要であるため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						26	1	17	31	3	31							
2	松川町仮設店舗(飯館村)	福島市松川町金沢地蔵田1-1	飯館村	物販店	125.34	24	2	27	26	2	2	鉄骨造	1	2	2	直売所なごみ・中華琥珀	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、住民の一定の生活サービスを確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内店舗の代替施設として整備したもので、避難住民の生活サービスのために必要不可欠である。
						26	2	1	35	3	31							
3	松川町高齢者サポート施設	福島市松川町金沢字地蔵田1-1	福島県	高齢者福祉施設	298.16	24	3	23	26	2	2	鉄骨造	1	1	1	(社医)秀公会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの飯館村民が避難を余儀なくされるとともに、帰還の目途が立っていない状況にあるが概ね10年での帰還を目指している。こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	2	1	35	3	31							
4	福島県立相馬農業高等学校飯館校サテライト校仮設校舎	福島市永井川字中西田14-1の一部(福島明成高等学校内)	福島県	高等学校	754.52	24	5	9	26	5	1	鉄骨造	2	1	1	相馬農業高校飯館校生徒職員	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目途が立たない状況下であるが概ね10年での帰還を目指しているため、それまでの間、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	4	30	35	3	31							
5	福島県立富岡高等学校サテライト校仮設校舎	福島市飯坂町字後畑1番地(福島北高等学校内)	福島県	高等学校	626.28	24	7	18	26	7	1	鉄骨造	2	2	1	富岡高校生徒・職員約80名	原子力災害により避難を余儀なくされているが、平成29年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え平成29年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	6	30	29	7	31							
6	浪江ライブラリ(仮設)	福島市笹谷字片目清水30-8	浪江町	図書館	69.56	24	8	28	26	8	1	木造	1	1	1	浪江町	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、避難先における町民の教育・文化振興を支える当該仮設建築物が必要であるため。	地震と原子力災害で被災した町営図書館の代替施設として整備された施設であり、町民の教育・文化振興に必要不可欠である。
						26	7	31	31	3	31							
7	福島県立福島高等学校仮設倉庫	福島市森合町15	福島県	高等学校	98.69	24	9	5	26	4	1	鉄骨造	1	1	1	福島高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工事の進捗に遅延が生じ、事業が完了する平成27年3月まで当該仮設建築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	3	31	27	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
8	地域高齢者サポート拠点	福島市笹谷字谷地前	福島県	高齢者福祉施設	339.20	24	9	13	26	2	1	木造 造	1	3	1	NPO jin	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、避難している高齢者等の日常生活に必要なサービスを提供する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	1	31	31	3	31							
9	飯館中学校仮設校舎	福島市飯野町大字明治字藤柄	飯館村	中学校	2,162.64	24	11	27	26	11	17	鉄骨 造	2	1	1	飯館村中学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内中学校の代替施設として整備したもので、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	11	16	35	3	31							
10	福島No.3-B仮設施設	福島市荒井北二丁目	福島市	自動車修理工場	509.55	25	1	22	26	2	8	鉄骨 造	1	2	2	三陽自動車整備工場	早期の移転再開を目指しているが、当面、移転先が確保できるまで、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物は必要である。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						26	2	7	31	3	31							
11	飯館村合同幼稚園舎仮設校舎	福島市飯野町大久保字芝垣16-2	飯館村	幼稚園	268.83	25	3	1	27	3	1	鉄骨 造	2	2	1	幼児	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、幼児の適正な保育教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内幼稚園の代替施設として整備したもので、保育教育機会の確保のために必要不可欠である。
						27	2	28	35	3	31							
12	仮設店舗(福島市荒井)	福島市荒井字上庭前5-1	浪江町	店舗	138.79	26	4	17	28	7	17	鉄骨 造	1	2	1	半谷窯	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						28	7	16	33	3	31							
13	仮設店舗(簡易郵便局)	福島市松川町金沢字土戸目喜1番11	飯館村	仮設店舗	32.64	26	5	29	26	10	28	鉄骨 造	1	1	1	比曾簡易郵便局	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、住民の利便性を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域(帰還困難区域)となった飯館村内簡易郵便局の代替施設として整備したもので、郵便・金融の面で住民の利便性確保のために必要不可欠である。
						26	10	27	35	3	31							
14	松長近隣公園地域高齢者等サポート拠点施設	会津若松市一箕町松長一丁目17-1	福島県	高齢者福祉施設	291.90	23	12	27	25	12	13	木造 造	1	1	1	(福)大熊町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は平成29年度をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、平成31年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であり、高齢者の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						25	12	12	31	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
15	松長近隣公園仮設店舗	会津若松市一箕町松長一丁目17-1	大熊町	店舗	209.34	24	1	24	26	1	7	鉄骨造	1	1	3	合同会社おみせ屋さん	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされるとともに、帰還の目途が立っていない状況にある。こうした状況において、避難先の会津若松市との行政財産使用許可期間満了の平成31年3月まで仮設住宅に入居している避難者への買い物支援を行う必要があるため。	原子力災害により避難指示が出され、全住民が避難を余儀なくされており、大熊町内の代替として商業施設が近くにない仮設住宅入居者のために当該施設を整備している。
						26	1	6	31	3	31							
16	大熊町立大熊中学校仮設校舎	会津若松市一箕町大字八幡字門田9-2の一部(6,598.7m <sup>2</sup> )	大和リース(株)福島支店(大熊町)	中学校	2,666.91	25	7	18	27	3	20	鉄骨造	1	4	1	大熊町中学校生徒職員	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされるとともに、帰還の目途が立っていない状況にある。こうした状況において、避難先の会津若松市との市有財産使用貸借契約期間満了の平成31年3月まで中学生の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により避難指示が出された地区内の代替施設として整備されたもので、教育機会の確保のため必要不可欠であるため。
						27	3	19	31	3	31							
17	セブンイレブン ビッグパレットふくしま前仮設店舗店	郡山市南二丁目46,47,48,50	(株)セブンイレブンジャパン	日用品の販売を主目的とする店舗	132.08	23	10	28	25	11	15	鉄骨造	1	1	1	セブンイレブンジャパン	原発事故で被災した仮設住宅避難者の買い物支援は住民の日常生活に必要であり、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替として整備された仮設建築物は、帰還するまで住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						25	11	14	29	3	31							
18	福島県立安積黎明高等学校仮設校舎	郡山市長者二丁目82番の1の一部	福島県	高等学校	2,965.92	23	12	26	25	11	1	鉄骨造	2	3	1	安積黎明高校生徒・職員約1,100名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	10	31	26	9	30							
19	福島県応急仮設住宅地域高齢者等サポート拠点	郡山市南一丁目94,103	福島県	高齢者福祉施設	317.99	24	1	4	25	10	1	木造造	1	1	1	(社)川内村社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	9	30	33	9	5							
20	富岡町こおりやま児童クラブ(旧川内村国民健康保険仮設診療所)	郡山市南一丁目94番地、103番地	富岡町	児童施設	126.21	24	1	4	25	12	15	木造造	1	1	1	富岡町職員6名	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、避難している住民等の日常生活に必要なサービスを提供する必要があるため。	原発事故により被災した富岡町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災者支援の観点から必要不可欠である。
						25	12	14	31	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
21	川内村 あれ・これ市場	郡山市南一丁目94の一部	福島県 (管理者:川内村)	物品販売店舗	91.07	24	2	8	26	3	15	鉄骨 造	1	1	1	川内村商工会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、南一丁目仮設住宅にはまだ130戸に住民が入居している生活しているおり、高齢世帯が多く市内での買い物が難しいことから生活必需品を購入するのに必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替として整備された仮設建築物は、帰還するまで住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						26	3	14	33	12	21							
22	郡山市南一丁目応急仮設住宅 ペットシェルター	郡山市南一丁目103,94	富岡町・川内村	ペットシェルター	27.30	24	2	29	25	9	1	木造 造	1	1	1	仮設住宅居住者 ペット	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。南一丁目仮設住宅ではペットの飼育はできず、避難者が帰還するまでは必要であり、応急仮設建築物の存続期間を川内村としては概ね10年と想定しているため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						25	8	31	33	11	15							
23	富岡町役場仮設庁舎	郡山市大槻町字西ノ宮48-5	富岡町	事務所	990.70	24	5	1	26	3	15	鉄骨 造	2	1	1	富岡町職員30名	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、避難先での住民サービスの提供に必要であるため。	原発事故で被災した役場の代替として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						26	3	14	31	3	31							
24	福島県立安積黎明高等学校渡り廊下	郡山市長者二丁目82番地1の一部	福島県	高等学校	0.00	24	5	1	26	4	20	鉄骨 造	1	1	1	安積黎明高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	4	19	26	9	30							
25	富岡町高齢者等サポート拠点	郡山市富田町字町田33,35番の各一部	福島県	高齢者福祉施設	327.92	24	6	27	26	3	12	木造 造	1	1	1	(社)富岡町社会福祉協議会	富岡町災害復興計画(第二次)により平成29年4月の帰還開始を目指しているが、復興公営住宅の整備完成は平成29年度末であることなど、個々の状況によりやむを得ず避難を継続しなければならない町民が多く存在することが予想され、整備後1年間は被災高齢者のサポート拠点が必要と見込まれるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	3	11	31	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
26	富岡町仮設養護老人ホーム東風荘	郡山市菜根二丁目102番地1	富岡町	高齢者福祉施設	1,848.39	25	2	18	27	3	15	鉄骨造	1	2	1	施設職員20名、入所者46名	富岡町災害復興計画(第二次)により平成29年4月の帰還開始を目指しているが、復興公営住宅の整備完成は平成29年度末であることなど、個々の状況によりやむを得ず避難を継続しなければならない町民が多く存在することが予想され、整備後1年間は被災高齢者の生活に必要なサービスを提供し続ける必要があるため。	原発事故で被災した町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災高齢者の生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						27	3	14	31	3	31							
27	郡山市立金透小学校仮設校舎	郡山市堂前町45番1,73番1	郡山市	仮設校舎(小学校)	374.40	25	4	8	25	8	1	鉄骨造	1	1	1	生徒	地震で被災した校舎は柱にせん断破壊が多数発生し、半壊の判定を受けた棟もあるため改築も含めた復旧方法の検討に時間を要した。平成24年9月から着手した設計業務に12ヶ月、工事期間に18ヶ月の期間を要するため、再建が可能な平成27年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した校舎は柱にせん断破壊が多数発生し、既存校舎の大部分が使用できなくなった。不足する普通教室確保のため整備した仮設校舎は児童の教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	7	31	27	3	31							
28	仮設前処理テント他	郡山市日和田町高倉字追越92-1の一部他	福島県	下水汚泥焼却前処理施設	1,436.70	25	7	31	27	11	1	鉄骨造	1	3	1	(株)神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力災害により、下水汚泥から放射性物質が検出され、下水処理場内に汚泥を保管してきた状況にある。現在も従来の処分ができない状態であるが、汚泥処理計画に基づき、平成29年4月には通常の処分を行う予定であることから、それまでの間、放射性汚染廃棄物の減容化処理を行う必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						27	10	31	29	3	31							
29	汚泥焼却施設他	郡山市日和田町高倉字阿久土26-1の一部他	福島県	下水汚泥焼却施設	1,456.61	25	7	31	27	11	1	鉄骨造	1	2	1	(株)神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力災害により、下水汚泥から放射性物質が検出され、下水処理場内に汚泥を保管してきた状況にある。現在も従来の処分ができない状態であるが、汚泥処理計画に基づき、平成29年4月には通常の処分を行う予定であることから、それまでの間、放射性汚染廃棄物の減容化処理を行う必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						27	10	31	29	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
30	富岡町役場仮設庁舎(会議室)	郡山市大槻町西ノ宮40-1、40-3、39-4	富岡町	庁舎(事務所)	137.57	25	9	25	27	7	1	鉄骨造	1	1	1	富岡町役場	仮設住宅の供与期間が平成30年3月まで延長され、その間、避難先での住民サービスの提供に必要であるため。	原発事故で被災した役場の代替として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						27	6	30	30	3	31							
31	福島県立いわき総合高等学校仮設校舎	いわき市内郷内町駒谷3-1他10筆	福島県	高等学校	2,193.41	23	12	14	25	12	14	鉄骨造	2	3	1	いわき総合高校生徒・職員約810名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成27年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	12	13	27	12	31							
32	福島県立湯本高等学校仮設校舎	いわき市常磐上湯長谷町五反田55	福島県	高等学校	4,360.23	23	11	28	25	11	28	鉄骨造	2	5	1	湯本高校生徒・職員約1,000名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	11	27	26	12	31							
33	久之浜仮設店舗・事務所	いわき市久之浜町久之浜字糠塚15	いわき市	店舗・事務所	286.95	23	11	25	25	11	12	鉄骨造	1	3	11	久之浜町商工会他事業者	被災した従前の店舗・事務所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせ再建していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が当初よりも2年延長し平成29年度中の完了を予定していることから、平成30年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した店舗・事務所の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のため、必要不可欠である。
						25	11	11	30	3	31							
34	福島県立勿来工業高等学校仮設校舎	いわき市植田町堂ノ作10,10-2,38-1,38-2,42-1、西荒田26-3小名田33-1他	福島県	高等学校	1,821.70	24	2	27	25	12	1	鉄骨造	2	2	1	勿来高校生徒・職員約490名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する平成26年12月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工事の進捗に遅延が生じ、事業が完了する平成27年6月まで当該仮設建築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	11	30	27	6	30							
35	福島県立磐城農業高等学校仮設校舎	いわき市植田町小名田60	福島県	高等学校	2,593.88	24	2	10	25	12	1	鉄骨造	2	4	1	磐城農業高校生徒・職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成27年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	11	30	27	12	31							
36	仮設デイサービス(檜葉町)	いわき市平上山口字下大沢1-7他	福島県	高齢者福祉施設	307.23	24	4	19	25	9	16	木造	1	1	1	(福)檜葉町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は平成29年度をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であり、高齢者の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						25	9	15	30	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
37	江名仮設公民館・市民サービスセンター	いわき市江名字北口257-1	いわき市	公民館	135.01	24	1	23	25	12	17	鉄骨造	1	1	1	いわき市職員	被災した江名公民館の建替えは、平成25年6月より土地造成工事に着手し、同年8月より特殊基礎工事、平成26年1月より建築工事と進め、平成26年度末の竣工、供用開始を予定していることから、平成27年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震や津波で被災した江名公民館及び江名市民サービスセンターの代替として整備された仮設建築物は、地区における行政サービス提供の場として必要不可欠である。
						25	12	16	27	3	31							
38	中央台仮設店舗(榎葉町)	いわき市中央台高久四丁目18-6	榎葉町	店舗	71.22	24	2	1	26	1	21	鉄骨造	1	2	3	小売業等	平成30年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した店舗の代替施設であり、避難した町民への生活サービス提供のために必要不可欠である。
						26	1	20	30	9	30							
39	いわき中央台東仮設郵便局	いわき市中央台高久二丁目11-1	日本郵便(株)	仮設郵便局	97.50	24	2	15	25	12	11	鉄骨造	1	1	1	いわき市中央台東郵便局社員3名	当該仮設建築物は、近接する仮設住宅に居住する方等の利用に供しているものであり、いわき市における災害公営住宅整備事業が平成27年度中の完了を予定していることから、撤去期間(1月と想定)を含め、平成28年4月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した豊間郵便局の移転として設置された仮設住宅に近接することから、住民の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						25	12	10	28	4	30							
40	四倉町工業団地仮設事業所C区画(榎葉町・大熊町・いわき市)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-51,1-52,1-53	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,841.80	24	3	30	26	2	22	鉄骨造	1	23	20	運送業・食品加工業等	原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあるほか、津波被害等により操業場所が確保できない状況にあり、当面、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物が必要である。	原発事故又は津波等で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						26	2	21	31	3	31							
41	上荒川仮設店舗(榎葉町)	いわき市平上荒川字後沢33-2	榎葉町	店舗	126.74	24	3	13	26	3	8	鉄骨造	1	3	6	食品小売業等	平成30年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した店舗の代替施設であり、避難した町民への生活サービス提供のために必要不可欠である。
						26	3	7	30	9	30							
42	仮設デイサービス(双葉町)	いわき市南台三丁目1-1	福島県	デイサービス	317.99	24	3	30	25	12	14	木造	1	1	1	(社)双葉町社会福祉協議会	原発事故により、町民の帰還時期の見通しは立っていないが、平成27年3月に策定した双葉町まちづくり長期ビジョンでは、5年後から10年後を復興着手期としており、最低限その最初の区切りである平成31年度末までは、避難している高齢者の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	12	13	32	3	31							
43	仮設住宅(ペットシェルター:富岡町)	いわき市泉玉露二丁目10-1	富岡町	ペットシェルター	31.33	24	5	10	25	9	15	鉄骨造	1	3	1	仮設住宅居住者等	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						25	9	14	31	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
44	四倉町工業団地仮設事業所F区画(檜葉町・富岡町・大熊町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-54,1-55	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,225.69	24	5	31	26	4	18	鉄骨造	1	19	14	自動車整備業・建設業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあるほか、津波被害等により操業場所が確保できない状況にあり、当面、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物が必要である。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						26	4	17	31	3	31							
45	四倉町工業団地仮設事業所A区画(大熊町・浪江町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-42	いわき市	事務所・工場・倉庫	1,513.99	24	5	30	26	5	16	鉄骨造	1	11	6	運送業・自動車整備業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあるほか、津波被害等により操業場所が確保できない状況にあり、当面、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物が必要である。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						26	5	15	31	3	31							
46	南台仮設店舗(双葉町)	いわき市南台三丁目1-1	双葉町	店舗	113.80	24	6	29	26	6	21	鉄骨造	1	2	1	(有)マルマサ食品(松本正道)	東日本大震災及び原子力発電所の事故により町内全域が未だに避難区域になっており、町民の帰還時期についても見通しが立たない中、応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、避難者の利便性を確保していくため、平成30年3月末までは最低限必要である。	双葉町大字新山地区でも商業店舗を備えており、原発事故の避難先でも同郷の町民の利便性確保のために必要不可欠である。
						26	6	20	30	3	31							
47	福島県立富岡養護学校サテライト校仮設校舎	いわき市平馬日字火ノ宮70番、馬目先61番の各一部	福島県	養護学校	1,967.87	24	11	19	26	6	30	鉄骨造	2	2	1	富岡養護学校児童生徒・職員約80名	原子力災害により避難を余儀なくされているおり、平成29年4月の帰還開始後も学校再開の目的は立っていないことから、平成30年度末を使用の目的とし、解体を見据えて平成31年7月を終期とする。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	6	29	31	7	31							
48	仮設デイサービス(檜葉町)	いわき市平上山口字小喜目作34-1他	福島県	高齢者福祉施設	298.11	24	7	30	26	3	27	木造	1	1	1	(福)檜葉町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は平成29年度をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であり、高齢者の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						26	3	26	30	9	30							
49	四倉町工業団地仮設事業所J区画(檜葉町・富岡町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-63	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,411.31	24	8	1	26	7	6	鉄骨造	1	20	12	電気工事業・建設業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあるほか、津波被害等により操業場所が確保できない状況にあり、当面、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物が必要である。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						26	7	5	31	3	31							
50	上荒川仮設店舗(檜葉町)	いわき市平上荒川字後沢33-2	檜葉町	店舗・作業場	54.61	24	8	2	26	7	26	鉄骨造	1	1	1	ベーカリーハウスアルジャーノン	平成30年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した店舗の代替施設であり、避難した町民への生活サービス提供のために必要不可欠である。
						26	7	25	30	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
51	四倉町工業団地仮設事業所K区画(大熊町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-60	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,079.61	24	8	31	26	7	16	鉄骨 造	1	21	17	建設業等	原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあり、当面、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物が必要である。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						26	7	15	31	3	31							
52	福島県立いわき翠の杜高等学校仮設倉庫	いわき市内郷綴町板宮2	福島県	高等学校(倉庫)	105.30	24	9	24	26	4	11	鉄骨 造	1	1	1	いわき翠の杜高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する平成27年3月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工事の進捗に遅延が生じ、事業が完了する平成27年6月まで当該仮設建築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	4	10	27	6	30							
53	豊間区連絡所	いわき市平豊間字榎町73-1	いわき市平豊間区	事務所	26.43	24	9	24	26	9	4	木造 造	1	1	1	いわき市平豊間区	被災した豊間集会所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が平成29年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間を考慮すると、豊間集会所の再建は、平成30年度中となることが見込まれるため。	地震・津波により被災した豊間集会所の代替として整備された仮設建築物は、現在、いわき市平豊間区が入所し、専門家による住民相談会を開催している他、住民が集うことができる場として活用されており、コミュニティの再生のために必要不可欠である。
						26	9	3	31	3	31							
54	平中神谷仮設店舗(浪江町)	いわき市平中神谷字十二所河原7-1	浪江町	店舗	222.14	24	11	19	26	9	20	鉄骨 造	2	4	2	菅原陶器店・渡辺モーター	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						26	9	19	33	3	31							
55	高久フィットネス(榎葉町)	いわき市平上山口字小喜作34-1	(株)日本フットボールヴィレッジ	フィットネスジム	118.33	24	10	5	26	9	20	鉄骨 造	1	1	1	(株)日本フットボールヴィレッジ	平成30年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災したJヴィレッジフィットネスジムの代替として整備され、町民の健康維持のために必要不可欠である。
						26	9	19	30	9	30							
56	サテライト校仮設便所(いわき明星大学内)	いわき市中央台飯野5丁目5-1(いわき明星大学内)	福島県	高等学校(サテライト校仮設便所)	49.68	24	12	25	26	12	1	鉄骨 造	1	1	1	双葉高校・双葉翔陽高校・富岡高校で共有	原子力災害により避難を余儀なくされているが、平成29年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え平成29年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された警戒区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	11	30	29	7	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
57	仮設デイサービス (広野町・川内村)	いわき市四倉町字鬼 越114-2	福島県	高齢者福祉施設	268.30	24	12	21	25	11	22	木造 造	1	1	1	(社)広野町社会 福祉協議会	震災に伴い発生した原子力災 害から3年半を経過し、復興の ための施策に取り組み、住民 の帰還を進めているところであ るが、未だ多くの住民が、仮設 住宅等での避難を余儀なくされ ている。 高齢者等サポート拠点である 本施設は、被災高齢者に生活 相談や地域交流の場を提供す るなど、重要な役割を果たして いるため、併設する仮設住宅に おける被災高齢者の生活が見 込まれる平成30年3月までは存 続させる必要がある。	地震等で被災した高齢者福祉 施設の代替として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常 生活に必要なサービスの提供 のために必要不可欠である。
						25	11	21	30	3	31							
58	仮設集会所(豊間復 興協議会)	いわき市平豊間字榎 町73-1	ふるさと豊間復興協 議会	集会所	44.43	25	2	14	27	2	11	鉄骨 造	1	1	1	ふるさと豊間復興 協議会	被災した豊間集会所は、震災 復興土地区画整理事業の進捗 に合わせて整備していく予定で あり、当該土地区画整理事業 における基盤整備が平成29年 度中の完了を予定していること から、その後の移転に係る期 間を考慮すると、豊間集会所の 再建は平成30年度中となること が見込まれるため。	地震・津波により被災した豊間 集会所の代替として整備された 仮設建築物は、現在、ふるさと 豊間復興協議会が入所し、地 域の情報発信に取り組んでお り、地域のコミュニティ意識の醸 成のため必要不可欠である。
						27	2	10	31	3	31							
59	富岡町いわきサポ ートセンター	いわき市好間町上好 間字道成川原15番8	桜田工業(株)(管理 者:富岡町)	高齢者福祉施設	306.39	24	12	10	26	12	11	木造 造	1	1	1	クリナップキャリア サービス	富岡町災害復興計画(第二次) により平成29年4月の帰還開始 を目指しているが、復興公営住 宅の整備完成は平成29年度末 であることなど、個々の状況に よりやむを得ず避難を継続しな ければならない町民が多く存在 することが予想され、整備後1 年間は被災高齢者のサポート 拠点が必要と見込まれるため。	地震等で被災した高齢者福祉 施設の代替として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常 生活に必要なサービスの提供 のために必要不可欠である。
						26	12	10	31	3	31							
60	小名浜魚市場仮設 事務所	いわき市小名浜字栄 町5-1	いわき市	仮設作業場、倉 庫、事務所	716.51	24	8	8	26	7	26	鉄骨 造	1	3	2	・小名浜機船底曳 網漁業協同組合 ・小名浜水産加工 業協同組合	当該仮設事務所は、震災に伴 う津波等で被災した小名浜魚 市場事業者のために整備され たものであり、当該被災事業者 の移転予定先である新魚市場 の供用開始が平成26年度中を 目途としていることや魚市場供 用開始後も仮設事務所の整 理・引越・解体に一定程度期間 (4カ月程度)を見込む必要が あるため。	当該仮設事務所は、地震に伴 う津波等で被災した小名浜魚 市場の代替施設として整備さ れており、小名浜魚市場事業 者の事業再開支援に必要不可 欠である。
						26	7	25	27	7	25							
61	あおぞらこども園中 央台仮設園舎	いわき市中央台飯野 五丁目6-1	檜葉町	保育所	422.78	25	3	26	27	3	19	鉄骨 造	1	1	1	あおぞらこども園 園児	檜葉町では、町内での教育機 関再開を平成29年4月からとし ている。平成28年度末で同施 設は閉鎖となり、解体完了を平 成29年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内保 育所の代替施設として整備し たもので、教育機会確保のた めに必要不可欠である。
						27	3	18	29	6	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
62	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校	2,406.68	25	3	26	27	3	19	鉄骨 造	2	4	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を平成29年4月からとしている。平成28年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を平成29年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						27	3	18	29	6	30							
63	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎 会議室	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校 会議室	33.21	26	4	24	27	3	19	鉄骨 造	1	1	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を平成29年4月からとしている。平成28年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を平成29年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						27	3	18	29	6	30							
64	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎 図書室	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校 図書室	38.07	25	8	30	27	3	19	鉄骨 造	1	1	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を平成29年4月からとしている。平成28年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を平成29年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						27	3	18	29	6	30							
65	福島県立双葉高等学校サテライト校カウンセリングルーム	いわき市中央台飯野五丁目5-1	福島県	高等学校(カウンセリングルーム)	30.38	25	8	7	27	8	1	鉄骨 造	1	2	1	双葉高校	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。双葉町復興計画案では、災害から6年後に帰還時期を判断することとしており、それまでの間生徒に適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						27	7	31	29	3	31							
66	福島県立磐城農業高等学校倉庫	いわき市植田町小名田60	福島県	高等学校(倉庫)	38.97	25	6	14	27	4	1	鉄骨 造	1	1	1	磐城農業高校生徒・職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成27年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						27	3	31	27	12	31							
67	福島県立いわき総合高等学校倉庫	いわき市内郷町内町駒谷3-1、27-1、27-2、29-1、37-1、46、48-1、102	福島県	高等学校(倉庫)	190.44	25	4	26	27	5	1	鉄骨 造	1	3	1	いわき総合高校生徒・職員約810名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成27年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						27	4	30	27	12	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明			
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)						
						年	月	日	年								月	日	
68	介護老人保健施設 職員寄宿舎	いわき市小名浜下神 白字綱取174-1の一部	福島県	寄宿舎	107.65	25	6	4	27	3	17	木造	造	1	1	5	介護応援職員	<p>原発事故により、相双地域等の介護職員が避難したため、介護職員を確保しなければ介護老人保健施設の運営が不可能な状況に陥っている。平成27年度にも、県が全国から介護職員を確保する応援事業を実施する予定であるところ、市内には宿泊施設を確保することが困難であることから、本施設を寄宿舎として活用しなければ当該事業を実施することができない。また、他の地域から一定期間応援職員を募集する取り組みであることから、仮に代替施設を確保することができたとしても、当該期間中に応援職員に対して転居を強いることは適当ではないことを踏まえ、当該事業期間の終期である平成28年3月31日までは引き続き寄宿舎として活用する必要があるため。</p>	<p>原発事故により、相双地域等の介護職員が人手不足となり、県が全国から応援職員を確保する事業を実施したが、いわき市内の民間住宅は避難者の入居により逼迫しており、その代替施設として職員宿舎を整備したものであり、応援職員を確保するために必要不可欠である。</p>
						27	3	16	28	3	31								
69	いわき好間仮設消防 詰所	いわき市好間町上好 間道成川原15-8の一部	富岡町	消防団詰所	117.21	25	8	9	27	11	9	木造	造	1	2	1	富岡町消防団	<p>富岡町災害復興計画(第二次)により平成29年4月の帰還開始を目指しているが、復興公営住宅の整備完成は平成29年度末であることなど、個々の状況によりやむを得ず避難を継続しなければならない町民が多く存在することが予想され、整備後1年間は町内での緊急時対応に必要なため。</p>	<p>原子力災害により町全体が避難を余儀なくされているが、仮設詰所は町内での緊急時に迅速な対応を図るため消防団屯所の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。</p>
						27	11	8	31	3	31								
70	檜葉町、いわき市内 郷小島町地区仮設 施設	福島県いわき市内郷 小島町シャクシミチ4番 の一部、内郷小島町 姥懐5番の一部	檜葉町	事務所	105.30	26	5	16	28	8	16	軽量 鉄骨	造	1	1	1	社会福祉法人檜 葉町社会福祉協 議会	<p>平成30年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。</p>	<p>福島第一原子力発電所の事故により被災した社会福祉協議会の代替施設として整備するものであり、避難先における町民の生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠な施設である。</p>
						28	8	15	30	9	30								
71	いわき市平豊間地区 仮設施設	いわき市平豊間字榎 町4-1、58-2、73-1、 74、柳町118、138、 139、140	いわき市	店舗・事務所・工 場	435.13	27	3	26	29	3	26	鉄骨	造	1	2	4	飲食店等	<p>被災した従前の店舗・事務所・工場は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が平成29年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間(1年間と想定)を含め、平成31年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。</p>	<p>地震・津波により被災した店舗・事務所・工場の代替として整備された仮設建築物であり、住民の日常生活に必要なサービスの提供のため、必要不可欠である。</p>
						29	3	25	31	3	31								

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
72	応急仮設特別養護老人ホーム オンフル双葉	いわき市平荒田目字中田40	(社)博文会(浪江町)	特別養護老人ホーム	5,658.39	28	5	31	30	5	31	鉄骨造	2	1	1	(社)博文会	平成29年3月末に町内の一部が避難指示解除となったが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第二次】における本格復興期であり、地元で再開を目指す事業者に対する再開支援策の充実を図り、産業に活気が生まれる時期としている平成33年3月末まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物であり、高齢者の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
						30	5	30	33	3	31							
73	白河都市環境センター	白河市鷹ノ巣2-1	白河市	汚物処理場	57.60	24	7	23	26	4	1	鉄骨造	1	1	1	白河市	原子力災害により、下水道汚泥に放射性物質が混入しているため、場内に仮置き状態で保管している。対策として乾燥機を導入し減量化を図っているが、その仮置き汚泥乾燥機の建屋として設置したものであり、現在も汚泥搬出が出来ていない状態であり、今後の汚泥処理方法が決まっていないため、全量搬出完了まで相当の期間を要することから延長する必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						26	3	31	34	3	31							
74	仮設事務所等(白河市大信増見)	白河市大信増見字下川原11-7	浪江町	事務所、店舗、作業場、工場	164.68	25	12	19	28	1	21	鉄骨造	1	2	1	いかりや商店	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要な不可欠である。
						28	1	20	33	3	31							
75	須賀川市役所仮設庁舎	須賀川市牛袋町12	須賀川市	事務所	1,926.03	24	9	21	26	9	11	鉄骨造	2	1	1	須賀川市職員	被災した須賀川市役所は、解体し改築する計画であり、平成27年8月からの工事期間が平成29年3月までとされている。その後の移転期間等を含め再建が可能な期間である平成29年9月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した須賀川市役所の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービス提供のために必要不可欠である。
						26	9	10	29	9	10							
76	須賀川市立第一小学校仮設校舎	須賀川市並木町139-1の一部	須賀川市	小学校	4,064.22	23	12	14	25	11	22	鉄骨造	2	8	1	小学生546名、教員	被災した市立第一小学校は、解体し改築する計画であり、平成24年3月から設計業務に着手。工事期間に平成25年9月から19ヶ月を要する見込みであるが、その後の移転期間等も含め再建が可能な平成27年11月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した市立第一小学校の代替として整備された仮設建築物は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	11	21	27	11	21							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
77	相双信用組合原釜 仮設事務所	相馬市原釜字札ノ沢 90-1	相双信用組合	事務所	85.66	23	9	20	25	9	20	鉄骨 造	1	1	1	相双信用組合	被災した相双信用組合相馬港支店は、津波により流出しており、移転して再建する計画であり、現在建築工事を進めている。工事期間として平成26年3月までを予定しており、再建が可能な平成26年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した相双信用組合相馬港支店の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	9	19	26	3	31							
78	福島県立相馬養護 学校仮設校舎	相馬市中村字本町 132-1	福島県	養護学校	354.64	23	10	13	25	10	13	鉄骨 造	2	1	1	相馬養護・富岡養護学校生徒・職員 約150名	富岡養護学校の生徒も一部受入していること等、増加する生徒数に対応するため、平成30年代前半に校舎の移転新築を計画しており、新校舎の開校までは既存の校舎及び仮設校舎の運用を続ける必要があり、使用の用途として平成31年度末としており、解体を見据えて平成32年7月末までは必要である。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	10	12	32	7	31							
79	仮設物販店舗(相馬市 大野台)	相馬市大野台一丁目 1-13	相馬市	物販店舗	524.07	24	1	13	25	10	1	鉄骨 造	1	1	10	大野台郵便局、 総合衣料たちや 等の事業者	被災した店舗があった場所については、建築制限区域として居住制限を受けており、移転を余儀なくされている。被災した店舗を含む仮設住宅居住者の移転は、各自移転先をみつけ再建を進めていくが、新たな移転先の確保が困難なことや資金確保の必要もあることから、概ね平成34年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した沿岸住民が営業していた店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	9	30	34	3	31							
80	松川港仮設郵便局	相馬市尾浜字牛鼻毛 61-9	日本郵便(株)	郵便局	87.07	24	1	27	26	1	19	鉄骨 造	1	1	1	松川港郵便局	被災した松川港郵便局は、現在設置場所も含めて、再建方法の計画中であり、再開を平成27年3月を目標としており、再建が可能な平成27年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した松川港郵便局の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	1	18	27	3	31							
81	仮設老人福祉施設 (相馬市大野台)	相馬市大野台二丁目 2-6	福島県	高齢者福祉施設	298.16	24	2	27	26	2	2	鉄骨 造	1	1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しがないため、概ね10年間(平成33年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	2	1	34	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
82	相馬市仮設災害廃棄物中間処理施設	相馬市光陽2丁目1番2	相馬市	災害廃棄物中間処理施設	777.27	24	8	23	25	10	1	鉄骨造	1	5	1	相馬市	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のため整備された処理施設は、震災対応のための一時的な施設ではあるが、処理すべき量が甚大であり、計画では処理完了を平成30年3月を目標としており、処理が終了する平成30年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	相馬市では地震・津波により市沿岸部をはじめとする市内全域において多くの家屋が全壊、流出し、その膨大な量のガレキ処理を行うため、被災処理施設の機能を代替するものとして災害廃棄物中間処理施設を建設したものであるが、全壊、流出しなかった家屋等においてもその後、使用不能と判断され解体せざるを得ない状況となったものもあり、当初予定より多くのガレキが発生し処理しなければいけないため、ガレキ処理が完了するまでは必要不可欠となっている。
						25	9	30	30	3	31							
83	JAふくしま未来放射性物質測定施設	相馬市日下石字諏訪310	ふくしま未来農業協同組合	放射性物質測定施設	600.00	24	10	15	25	10	1	鉄骨造	1	1	1	ふくしま未来農業協同組合	今般の震災により伴い発生した原子力災害により農作物への影響が心配される中、放射線量を測定するために整備された施設は、原子力災害対応のための一時的な施設ではあるが、原子力災害への対応の見通しが立っていない中ではあるが、当面の目標を、平成34年3月までとし、対応期間である平成34年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するための一時的な施設ではあるが、原子力災害への対応のため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						25	9	30	34	3	31							
84	仮設老人福祉施設(相馬市柚木)	相馬市柚木字石橋247	福島県	高齢者福祉施設	298.12	25	3	27	26	2	14	木造	1	1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しているため、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しが不明のため、概ね10年間(平成33年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	2	13	34	3	31							
85	仮設作業員宿泊施設(相馬市災害廃棄物中間処理業務従事)	相馬市原釜字札ノ沢96番1、118番1、118番2、字南戸崎71番2	日起建設(株)	宿泊施設	887.78	25	1	28	26	12	27	鉄骨造	2	2	1	日起建設(株)	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のための一時的な施設である処理施設に従事する作業員のための施設であり、処理が完了する平成30年3月までは、処理施設と同様に当該仮設建築物も必要であるため。	市内の宿泊施設が被災により廃業、休業し受入規模が激減しているが、建設作業員の急増による宿泊施設の不足に対応するため、その不足分を補う代替施設として仮設宿泊施設を建設したものである。
						26	12	26	30	3	31							
86	相馬市仮設南庁舎	相馬市中村字大手先13	相馬市	庁舎	535.49	25	1	18	26	12	1	鉄骨造	2	2	1	相馬市	被災した相馬市庁舎は、現在移転計画があり、再建に向けて現在設計業務を行っている。計画では再建を平成31年3月までには再開したいと考えており、再建が可能な平成31年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した相馬市庁舎の代替として整備された応急仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	11	30	31	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
87	放射性物質測定施設	相馬市尾浜字追川 196	相馬双葉漁業協同組合	放射性物質測定施設	68.72	25	6	10	26	9	25	軽量鉄骨造	1	1	1	相馬双葉漁業協同組合・漁業者	今般の震災に伴い発生した原子力災害により海産物への影響が心配される中、放射線量を測定するために整備された施設であり、本来は水産業共同利用施設内に設置されるものであるが、震災により全壊したため、解体し改築を行っている最中であり、その再建が可能なら平成29年3月まで、当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						26	9	24	29	3	31							
88	安達運動場仮設住宅診療所	二本松市油井字石倉 107他	福島県	診療所	172.87	23	12	27	25	12	1	鉄骨造	1	3	1	浪江町	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、4月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われた。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、避難している仮設住宅入居者に対して適切な医療体制を確保する必要があるため。	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
						25	11	30	29	3	31							
89	安達運動場仮設住宅	二本松市油井字石倉 107	浪江町	理髪店・美容院	87.13	24	3	30	26	1	18	軽量鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合	平成30年3月末で入居者が全員退去する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						26	1	17	30	9	30							
90	浪江町サポートセンター杉内	二本松市西勝田字杉内 235	福島県	高齢者福祉施設	299.36	24	2	7	25	10	1	木造造	1	1	1	NPO jin	サポートセンターの運営は平成28年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	9	30	30	9	30							
91	浪江町サポートセンター安達	二本松市油井字石倉 107他	福島県	高齢者福祉施設	296.45	24	2	3	25	10	18	木造造	1	1	1	(社)博文会	サポートセンターの運営は平成28年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	10	17	30	9	30							
92	福島県立浪江高等学校津島校サテライト校	二本松市郭内二丁目 347-1(安達高等学校内)	福島県	高等学校	352.83	23	9	15	25	9	15	鉄骨造	2	1	1	浪江高校生徒・職員約50名	原子力災害により避難を余儀なくされている。平成29年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え平成29年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された帰宅困難区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保に必要不可欠である。
						25	9	14	29	7	31							
93	浪江町ホールボディカウンター施設	二本松市油井字石倉 107他	浪江町	内部被ばく検査施設	128.09	26	3	24	27	4	1	木造造	1	3	1	浪江町	平成29年3月に二本松市内に新設される診療所への移転及び仮設診療所の解体の期間を考慮し、平成30年3月まで活用期間を延長する。	原子力災害で被災した診療所施設の一部機能の代替として、避難している町民の健康を確保するため、必要不可欠な施設である。
						27	3	31	30	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
94	二本松市原セ諏訪地区仮設施設	二本松市原セ諏訪422の一部、423の一部、435の一部	飯館村	仮設工場	427.59	28	3	11	30	3	11	鉄骨造	1	1	1	(株)伸クリーン	原子力災害による避難を余儀なくされている中、平成29年3月の避難指示解除を想定し、いたてまでいな創生総合戦略においては、平成32年度末までに帰還希望者の100パーセント帰還を目指すとしていることから、それまでの間存続が必要である。	地震・原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備されたものであり、当該事業者の事業再開支援に必要不可欠である。
						30	3	10	33	3	31							
95	仮設工場等(二本松市上竹)	二本松市上竹一丁目204-3	浪江町	事務所・工場	504.19	27	3	3	29	3	3	鉄骨造	1	1	1	浪江ハーネス(株)	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを現実させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						29	3	2	33	3	31							
96	福島県立小高工業高等学校サテライト仮設校舎	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	2,375.51	24	7	3	26	7	1	鉄骨造	2	2	1	小高工業高校生徒・職員約380名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(平成33年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	6	30	34	3	31							
97	仮設事務所(南相馬市原町区)	南相馬市原町区北原字大塚25-1,25-2,25-3	浪江町	事務所	518.04	24	9	7	26	8	25	鉄骨造	2	2	6	インテリアしんがい、ウエダ建設他事業者	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを現実させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						26	8	24	33	3	31							
98	福島県立小高工業高等学校サテライト校仮設部室・駐輪場	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	244.01	24	10	5	26	7	1	鉄骨造	1	10	1	小高工業高校	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(平成33年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	6	30	34	3	31							
99	福島県立小高商業高等学校サテライト校仮設校舎	南相馬市原町区西町3丁目380番地(福島県立原町高等学校校内)	福島県	高等学校	1,177.48	25	1	17	26	11	1	鉄骨造	2	2	1	小高商業高校生徒・職員約170名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(平成33年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	10	31	34	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)						
						年	月	日	年								月	日	
100	仮設高齢者等サポート施設(南相馬市鹿島区)	南相馬市鹿島区寺内字三里1-21	福島県	高齢者福祉施設	310.77	23	12	5	25	10	21	木造	造	1	1	1	(社)南相馬市社会福祉協議会	仮設高齢者等サポート施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しが不明のため、概ね10年間(平成33年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	10	20	34	3	31								
101	仮設工場(南相馬市原町区上太田)	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎212-1	浪江町	工場	155.86	25	3	26	27	3	20	鉄骨	造	1	1	3	ヤマシヨウ建築、(有)ケーシービー、鈴木建築	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						27	3	19	33	3	31								
102	仮設宿泊施設(南相馬市原町区本陣前)	南相馬市原町区本陣前一丁目57-1、58-1、60-1	浪江町	宿泊施設	581.16	26	3	24	28	3	24	木造	造	2	1	1	木幡荘	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						28	3	23	33	3	31								
103	仮設工場(南相馬市原町区信田沢)	南相馬市原町区信田沢字尼ヶ折90-1	大熊町	工場	606.80	26	1	10	27	12	30	鉄骨	造	1	1	1	株式会社共栄工業	原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあることから、大熊町第二次復興計画において復興拠点のインフラ整備の完了目標としている平成30年3月までの間、避難者の雇用の確保を確実にを行う必要があるため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						27	12	29	30	3	31								
104	仮設工場(南相馬市原町区上太田)	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎243-1	浪江町	工場	164.03	26	4	30	28	4	30	鉄骨	造	1	1	1	マコト板金工業所	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						28	4	29	33	3	31								

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
105	仮設事務所等(南相馬市原町区中太田)	南相馬市原町区中太田字天狗田48-1	浪江町	事務所・作業場	274.90	26	6	13	28	6	13	鉄骨造	1	1	3	松本材木店・豊工業(株)・岩野建材	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						28	6	12	33	3	31							
106	仮設事務所等(南相馬市原町区牛来)	南相馬市原町区牛来字出口93-1・128-3・129-2	浪江町	事務所・作業場	127.98	26	7	15	28	7	15	鉄骨造	1	1	1	脇坂工業	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						28	7	14	33	3	31							
107	仮設作業員宿泊施設(南相馬市対策域内廃棄物処理業務・南相馬市災害廃棄物代行処理業務(減容化処理業務)従事)	南相馬市原町区下太田字川内迫491-1、491-2、491-6	JFEエンジニアリング株式会社	宿泊施設	1,945.78	26	10	15	29	1	15	鉄骨造	1	1	1	JFEエンジニアリング株式会社	本仮設作業員宿泊施設は、地震・津波災害の災害ガレキ等を処理する仮設減容化施設(仮設焼却施設)の運転に従事する作業員のための施設である。仮設減容化施設がある南相馬市小高区は、当分の間、宿泊施設を確保することができない状況であるため、少なくとも減容化作業完了が見込まれる平成32年度末までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	仮設減容化施設を建設した南相馬市小高区は、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として本施設を建設したものである。
						29	1	14	33	3	31							
108	南相馬市仮設焼却施設(直轄炉)	南相馬市小高区角部内字入羽和形21番2、116番2、133番1	JFE・日本国土特定共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	21,082.35	27	5	28	29	6	14	鉄骨造	1階(管理棟は、2階)	18	1	JFE・日本国土特定共同企業体	南相馬市の汚染廃棄物対策地域内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、平成32年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと平成33年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						29	6	13	33	3	31							
109	浪江町仮設焼却施設作業員用仮設宿泊施設	福島県南相馬市原町区金沢字鳥井沢104の一部	日立造船株式会社東北支社	宿泊施設	4,326.24	27	6	2	29	6	24	鉄骨造	2	9	1	日立造船株式会社東北支社	本仮設作業員宿泊施設は、災害廃棄物等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員のための施設である。浪江町や近隣の町の宿泊施設が、東日本大震災により廃業あるいは休業し、当分の間、宿泊施設を確保できない状態であるため、少なくとも焼却処理完了が見込まれる平成32年度末までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	仮設焼却施設を建設した浪江町は、原子力災害により避難指示区域に設定され、宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として建設したものである。
						29	6	23	33	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
110	南相馬市原町区北新田地区仮設施設	南相馬市原町区北新田字五反田225-2	浪江町	作業場・事務所	88.91	28	1	28	30	3	25	軽量鉄骨造	2	1	1	(有)アクト	平成29年3月末に町内の一部が避難指示解除となったが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第二次】における本格復興期であり、地元で再開を目指す事業者に対する再開支援策の充実を図り、産業に活気が生まれる時期としている平成33年3月末まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	当該施設は地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						30	3	24	33	3	31							
111	仮設事務所	南相馬市原町区雫字蛭沢292-1・292-13の一部及び同区雫字上江253-6・253-15・253-18の一部	浪江町	事務所・作業場	477.49	27	10	15	29	10	31	鉄骨造	1	1	2	平成建設(株)、勝山工業(株)	平成29年3月末に町内の一部が避難指示解除となったが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第二次】における本格復興期であり、地元で再開を目指す事業者に対する再開支援策の充実を図り、産業に活気が生まれる時期としている平成33年3月末まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						29	10	30	33	3	31							
112	福島県立保原高等学校仮設校舎	伊達市保原町字元木23	福島県	高等学校	3,704.21	23	10	17	25	10	17	鉄骨造	2	3	1	保原高校生徒・職員約850名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されているものであり、教育機会の確保に必要不可欠である。
						25	10	16	26	9	30							
113	伊達市立梁川小学校仮設校舎	伊達市梁川町字菖蒲沢21-1他4筆	伊達市	小学校	2,951.95	24	6	21	26	3	1	軽量鉄骨造	2	2	1	教師23名、生徒460名	被災した梁川小学校は、解体し改築する計画で、工期に約24ヶ月の期間を要するため、再建が可能な平成27年3月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した梁川小学校の代替として整備された仮設建築物は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	2	28	27	3	31							
114	福島県立保原高等学校仮設倉庫	伊達市保原町字元木23	福島県	高等学校	98.96	24	7	18	25	7	18	鉄骨造	1	1	1	保原高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	7	17	26	9	30							
115	仮設事務所(伊達市保原町)	伊達市保原町字野崎8-1	浪江町	事務所・作業場	59.54	27	3	9	29	3	9	鉄骨造	1	1	1	室原川・高瀬川漁業協同組合	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						29	3	8	33	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
116	仮設焼却炉施設	伊達市霊山町石田字 笹平11-1、他31筆	JFEエンジニアリ ング(株)(伊達地方衛生 処理組合)(17棟) 奥村・株木・森本特 定建設工事共同企 業体(環境省 福島 地方環境事務所)(3 棟)	除染廃棄物中間 処理施設	17,900.94	27	1	28	29	4	29	鉄骨 造	2	20	3	JFEエンジニア リング株式会社、伊 達地方衛生処理 組合、奥村・株 木・森本特定建設 工事共同企業体	東京電力福島第一原子力発電 所事故により発生した伊達地 方衛生処理組合管内の除染廃 棄物の中間処理のため整備さ れた処理施設であるが、処理 すべき量が甚大であり、計画 では処理完了後、解体を見越 して平成32年3月末を目標と しており、それまで当該仮設建築物 は必要であるため。	震災により膨大に発生した災 害廃棄物を処理するため、従 前の廃棄物処理施設の一部機 能を代替する施設として必要不 可欠である。
						29	4	28	32	3	31							
117	本宮市運動公園み んなの原っぱ	本宮市高木字黒作1	福島県	高齢者福祉施設	289.84	24	2	10	25	9	24	木造 造	1	1	1	NPO jin	サポートセンターの運営は平成 28年度をもって終了したが、解 体に必要な期間を見込んで、 平成30年9月末まで活用期間 の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉 施設の代替として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常 生活に必要なサービスの提供 のために必要不可欠である。
						25	9	23	30	9	30							
118	福島県立浪江高等 学校サテライト校仮 設校舎	本宮市高木字井戸上 45の一部	福島県	高等学校	939.22	24	8	28	26	7	9	鉄骨 造	2	2	1	浪江高校生徒・職 員約100名	原子力災害により避難を余儀 なくされている。平成29年3月 末をもって休校することとなり 、解体を見据え平成29年7月 まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災 害により指定された居住制限 区域内にある校舎の代替とし て整備されており、教育機会の 確保のために必要不可欠であ る。
						26	7	8	29	7	31							
119	仮設美容院(本宮市 荒井)	本宮市荒井字恵向 121-6	浪江町	美容院	59.54	26	3	6	28	2	29	鉄骨 造	1	1	1	かとう美容室	仮設住宅の供与期間が平成31 年3月末まで延長され、その 間、避難先における町民の生 活を支えとともに、事業者の 事業再開支援に当該仮設建築 物が必要であるため。	地震や原子力災害で被災した 事業者の代替施設として整備 され、事業再開支援に必要不 可欠である。
						28	2	28	31	3	31							
120	桑折駅前仮設住宅 高齢者サポート拠点	伊達郡桑折町字東段 30	桑折町	高齢者福祉施設	289.12	24	2	13	25	10	14	木造 造	1	1	1	(社)桑折町社会 福祉協議会	仮設住宅や災害公営住宅に居 住する高齢者等の日常生活に 必要なサービスを提供するた めに必要な施設であり、代わり の福祉施設となる桑折町の庁 舎が完成するまでは必要であ るため、当該応急仮設建築物 の解体に必要な期間を見込ん で、平成34年3月末まで活用期 間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉 施設の代替として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常 生活に必要なサービスの提供 のために必要不可欠である。
						25	10	13	34	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
121	県北流域下水道建設事務所	伊達郡国見町大字徳江字上悪戸24他	福島県	下水汚泥テント	28,150.50	24	3	26	26	1	31	鉄骨造	1	100	—	福島県	下水汚泥に放射性物質が含まれていることから、汚泥の引受を拒まれ、敷地内に保管することとなり、近隣への汚泥臭の拡散防止のため、保管用テントを設置した。現在でも、これらの汚泥の引受先の目途が立っておらず、放射性物質を含んだ汚泥は日々発生し続けており、全量搬出完了まで相当の期間を要することから引き続き保管していく必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイトで厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から中間貯蔵施設が建設されるまでは必要不可欠である。
						26	1	30	34	3	31							
122	山木屋地区地域安全パトロール隊事務所 用仮設ハウス	伊達郡川俣町字樋ノ口10番地の一部他	川俣町	事務所	38.89	24	6	8	26	5	18	鉄骨造	1	1	1	川俣町緊急雇用 臨時職員(山木屋 地区地域安全パ トロール隊)	震災に伴い発生した原子力災害により、山木屋地区が計画的避難区域となり、全住民が避難を余儀なくされる。避難区域再編の協議中であり、復興計画にも解除見込時期等も明記されていないが、町として概ね10年間存続させる必要があると考えており、この状況において、地区の安全を守るための地域パトロール隊事務所として当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、計画的避難区域住民の財産を守るための拠点として必要不可欠である。
						26	5	17	34	5	17							
123	川俣町役場企画財政課情報システム係 事務室	伊達郡川俣町字樋ノ口10番地の一部他	川俣町	事務所	54.24	23	7	11	25	7	11	鉄骨造	1	2	1	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを行っているが、入札不調等により、鍵の引き渡しが平成28年9月20日に行われたため、今後予定する付帯工事、移転期間等を考慮し、平成29年3月まで当該仮設建築物が必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
						25	7	10	29	3	31							
124	飯館村合同小学校 仮設校舎	伊達郡川俣町飯坂字上中居30-2,31-2	飯館村	小学校	3,053.18	24	9	3	26	7	1	鉄骨造	2	8	1	飯館村小学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目途が立たない状況下にある生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内小学校の代替施設として整備したもので、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						26	6	30	35	3	31							
125	川俣町放射性物質 検査センター	伊達郡川俣町大字東福沢字万所内山2-3	川俣町	事務所	81.86	24	9	14	26	9	11	鉄骨造	1	2	2	絆づくり応援事業 職員	震災に伴い発生した原子力災害により、食品中の放射性物質に対する不安が増大する中、原子力災害の収束の目途は立っていない。原発事故の収束時期を勘案すると概ね10年間は存続させる必要があると考えており、町民の食の安全を守り、不安を払拭するため検査施設としての当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、町民の食の安全の確保、健康維持のため必要不可欠である。
						26	9	10	34	9	10							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
126	川俣町中央公民館 仮設第1研修室・仮 設第2研修室	伊達郡川俣町字樋ノ 口11番地の一部	川俣町	公民館	79.67	25	4	1	26	10	1	鉄骨 造	1	2	2	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替 えを行っているが、入札不調等 により、鍵の引き渡しは平成28 年9月20日に行われたため、今 後予定する付帯工事、移転期 間等を考慮し、平成29年3月ま で当該仮設建築物が必要である ため。	地震で被災した役場庁舎の代 替として整備された仮設建築物 は、行政事務の執行及び住民 サービス提供のため必要不可 欠である。
						26	9	30	29	3	31							
127	川俣町中央公民館 仮設第3研修室・仮 設第4研修室	伊達郡川俣町字樋ノ 口11番地の一部	川俣町	公民館	76.34	26	3	18	28	2	24	鉄骨 造	1	1	2	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替 えを行っているが、入札不調等 により、鍵の引き渡しは平成28 年9月20日に行われたため、今 後予定する付帯工事、移転期 間等を考慮し、平成29年3月ま で当該仮設建築物が必要である ため。	地震で被災した役場庁舎の代 替として整備された仮設建築物 は、行政事務の執行及び住民 サービス提供のため必要不可 欠である。
						28	2	23	29	3	31							
128	富岡町高齢者等サ ポート拠点	安達郡大玉村玉井字 上額沢26-3	福島県	高齢者福祉施設	288.18	25	2	1	25	10	15	木造 造	1	1	1	伸生双葉会	富岡町災害復興計画(第二次) により平成29年4月の帰還開始 を目指しているが、復興公営住 宅の整備完成は平成29年度末 であることなど、個々の状況に よりやむを得ず避難を継続しな ければならない町民が多く存在 することが予想され、整備後1 年間は被災高齢者のサポート 拠点が必要と見込まれるため。	地震等で被災した高齢者福祉 施設の代替として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常 生活に必要なサービスの提供 のために必要不可欠である。
						25	10	14	31	3	31							
129	仮設診療所	安達郡大玉村字横堀 平158-10	福島県	診療所	167.08	24	2	9	25	12	1	鉄骨 造	1	3	1	富岡町職員 他5名	原子力災害により医療関係者 を含め町全体が避難を余儀なく されているが、3月に避難指示 区域及び警戒区域の見直しが行 われたとはいえ、未だ多くの 住民がいつ帰還・居住できるか 分からない状況にある。少なく とも富岡町災害復興計画で定 める帰還年度(平成29年度)開 始までは避難している仮設住 宅入居者に対して適切な医療 体制を確保する必要があること から。	原子力災害により医療関係者 を含め、町全体が避難を余儀 なくされているが、仮設診療所 は仮設住宅においても迅速な 医療提供体制及び身近な医療 機関の代替機能を確保するた めに設置した施設であり、必要 不可欠である。
						25	11	30	29	3	31							
130	富岡町大玉出張所 仮設庁舎	安達郡大玉村玉井字 台45-1他	富岡町	事務所	95.72	24	3	28	26	1	1	軽量 鉄骨 造	1	1	1	富岡町職員3名	仮設住宅の供与期間が平成30 年3月まで延長され、その間、 避難先での住民サービスの提 供に必要であるため。	原発事故で被災した役場の代 替として整備された仮設庁舎 は、住民の日常生活に必要な サービスの提供に必要不可欠 である。
						25	12	31	30	3	31							
131	安達太良応急仮設 住宅内仮設施設 富 岡さくらの郷 えびす こ市場	安達郡大玉村玉井字 横堀平158番10	富岡町	店舗	102.27	24	7	26	26	7	14	鉄骨 造	1	1	3	合同会社富岡さく らの郷	仮設住宅の供与期間が平成30 年3月まで延長され、その間、 避難先での住民サービスの提 供に必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代 替として整備された仮設建築物 は、企業活動継続や住民の日 常生活に必要なサービス提供 のために必要不可欠である。
						26	7	13	30	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)			
						年	月	日	年	月							
132	鏡石町立第一小学校 校仮設校舎	岩瀬郡鏡石町中央1-1,22-2,259-1,259-2	鏡石町	小学校	3,800.74	23	12	22	25	12	1	鉄骨 造	2	2	1	児童及び教諭	被災した鏡石町立第一小学校は、H24.6から解体し、H24.12からは災害復旧事業により、H26.1完成予定で建築工事を実施しているため、H26.3まで当該仮設建築物は必要であるため。
						25	11	30	26	3	31						
133	高田工業団地地域 高齢者等サポート拠点施設	大沼郡会津美里町字宮里94他	福島県	高齢者福祉施設	291.90	23	12	28	25	12	13	木造 造	1	1	1	(福)檜葉町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は平成29年度をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。
						25	12	12	30	9	30						
134	高田工業団地仮設 店舗	大沼郡会津美里町字宮里97	檜葉町	店舗	49.68	24	3	19	26	3	19	木造 造	1	1	1	会津美里町商工会	平成30年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体に必要な期間を見込むと平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。
						26	3	18	30	9	30						
135	檜葉町仮設児童館	大沼郡会津美里町字宮里94外	檜葉町	集会所	65.14	24	10	5	26	4	20	木造 造	1	1	1	檜葉町	平成30年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体に必要な期間を見込むと平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。
						26	4	19	30	9	30						
136	福島県浪江ひまわり 荘仮設施設	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原2番2の一部	(社)福島県社会福祉事業団	保護施設(救護施設)	1,949.03	24	5	1	26	5	29	鉄骨 造	1	3	1	入居者	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。
						26	5	28	33	3	31						
137	仮設事務所等(西白河郡西郷村)	西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1-31	浪江町	事務所・店舗・作業場・工場	164.68	26	5	30	28	6	14	鉄骨 造	1	2	1	松永窯	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。
						28	6	13	33	3	31						

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
138	仮設事務所等(西白河郡矢吹町)	西白河郡矢吹町中町45	浪江町	事務所、店舗、作業場、工場	159.53	25	6	26	27	8	7	鉄骨造	1	2	1	栖鳳寮	平成29年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						27	8	6	33	3	31							
139	農林業系副産物等処理実証事業仮設焼却施設	東白川郡鮫川村大字青生野字江掘320番地	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	仮設焼却炉用受入棟・事務所棟	393.16	25	10	30	27	10	1	鉄骨造	2	2	1	環境省(委託先:日立造船株式会社)	原子力災害による放射性物質に汚染された農林業系副産物(稲わら、牧草、牛ふん堆肥、堆肥原料落葉)や、住宅除染により発生する除染廃棄物の減容化施設を国が設置し処理を行っており、その事業期間は平成27年10月までを予定していることから、解体・撤去期間を含めると平成29年3月末まで当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						27	9	30	29	3	31							
140	除染対策に伴う土砂保管仮置き場	石川郡石川町字渡里沢296-8	石川町	除染対策に伴う土砂保管仮置き場	260.10	24	12	11	26	12	20	木造造	1	1	1	石川町	国が設置する中間貯蔵施設の代替施設であり、中間貯蔵施設の運用開始予定の平成27年度まで活用するものであるところ、本施設の活用後の撤去作業に要する期間を考慮すると、平成28年9月まで本特例措置を存続させる必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						26	12	19	28	9	30							
141	富岡町仮設小中学校	田村郡三春町大字熊耳字南原1,2-2,8,12-2,26,61-1,61-2,65,78,79-1,79-5,79-6,95,96,99-1,106-1,113,119,120-1,120-2,146,178-1,179-1,181,182-1,182-2,183、字中田152,153,156	曙ブレーキ工業(株)(管理者:富岡町)	小中学校	2,215.13	24	1	31	25	12	1	鉄骨造	2	3	1	富岡町	原子力災害により避難を余儀なくされており、平成29年4月の帰還開始後も学校再開の目途は立っていない中、富岡町立小中学校三春校は平成34年3月まで継続予定であることから活用期間を延長する。	原発事故で被災した小中学校の代替として整備された仮設校舎は教育機会の確保のために必要不可欠である。
						25	11	30	34	3	31							
142	柴原仮設店舗	田村郡三春町柴原字芝原80-1他	葛尾村	店舗	106.00	24	2	20	26	2	1	鉄骨造	1	1	6	小売業・美容業	応急仮設住宅の供与期間が平成30年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	1	31	30	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
143	狐田仮設店舗	田村郡三春町大字狐田字沢口102-1	葛尾村	店舗	79.25	24	2	20	26	2	1	鉄骨造	1	1	4	飲食業・理容業	帰還困難区域の解除見込時期とされた平成29年3月31日まで当該仮設建築物は必要である。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	1	31	29	3	31							
144	貝山仮設店舗	田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1他	葛尾村	店舗	135.83	24	2	20	26	2	1	鉄骨造	1	3	12	飲食業・理容業	応急仮設住宅の供与期間が平成30年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	1	31	30	3	31							
145	熊耳ペットシェルター	田村郡三春町大字熊耳字南原31-2	富岡町	ペットシェルター	20.88	24	3	28	25	9	10	鉄骨造	1	2	1	仮設住宅居住者等	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						25	9	9	31	3	31							
146	応急仮設住宅地域 高齢者等サポート拠点	田村郡三春町大字熊耳字南原1番地	福島県	高齢者福祉施設	350.75	24	5	11	26	2	25	木造造	1	1	1	(社)伸生双葉会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。こうした状況下で富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	2	24	29	3	31							
147	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセンター)	田村郡三春町柴原字柴原185-1	福島県	高齢者福祉施設	298.11	24	9	25	25	10	26	木造造	1	1	1	(社)葛尾村社会福祉協議会	平成28年6月に避難指示が一部解除され村内の各種インフラ等を復旧しているが、避難解除後住民がすぐに帰還できる状況にないことから、葛尾村総合戦略期間の終期である平成31年度末までの間、当該施設を軸に避難先の高齢者の支援を行っていく必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	10	25	32	3	31							
148	集会施設	田村郡三春町大字西方字石畑487-1	富岡町	集会場	50.00	23	7	6	25	10	6	丸太組造	1	1	1	富岡町	応急仮設住宅の供与期間が平成30年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原発事故により被災した富岡町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災者支援の観点から必要不可欠である。
						25	10	5	30	3	31							
149	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセンター)浴室棟	田村郡三春町大字柴原字柴原185-1	葛尾村	高齢者福祉施設	59.33	25	10	26	26	10	26	木造造	1	1	1	(社)葛尾村社会福祉協議会	平成28年6月に避難指示が一部解除され村内の各種インフラ等を復旧しているが、避難解除後住民がすぐに帰還できる状況にないことから、葛尾村総合戦略期間の終期である平成31年度末までの間、当該施設を軸に避難先の高齢者の支援を行っていく必要があるため。	原発事故で被災した高齢者福祉施設の代替施設として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						26	10	25	32	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
150	葛尾村役場三春出張所	田村郡三春町大字貝山字東表9-2他6筆	葛尾村	事務所	864.11	25	8	1	27	8	1	鉄骨造	2	1	1	葛尾村	仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原発事故で被災した役場の代替施設として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						27	7	31	31	3	31							
151	葛尾幼稚園	田村郡三春町大字熊耳字八ツ田70-1外4筆	葛尾村	幼稚園	266.29	25	11	21	27	11	21	鉄骨造	1	1	1	葛尾村	平成30年4月から村内で幼稚園が再開する予定であり、その後の解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	原発事故で被災した幼稚園の代替施設として整備された園舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						27	11	20	30	9	30							
152	富岡町小中学校仮設体育館	田村郡三春町大字熊耳字南原1,2-1,2-2,2-8,4,5-1,8,11-2,11-3,12-2,21,26,38-3,61-1,61-2,62-2,65,77,78,79-1,79-2,79-3,79-4,79-5,79-6,94,95,96,99-1,99-2,106-1,106-2,112,113,119,120-1,137-3,139-2,139-4,141-1,146,178-1,178-2,178-4,179-1,179-2,179-3,180,181,182-1,182-2,183,184,十石窪97-2,中田123-5,152,152-2,153	大和リース(株)福島支店(富岡町)	小学校・中学校体育館	814.39	27	9	10	29	9	1	鉄骨造	1	1	1	富岡町	原子力災害により避難を余儀なくされており、平成29年4月の帰還開始後も学校再開の目途は立っていない中、富岡町立小中学校三春校は平成34年3月末まで継続予定であることから活用期間を延長する。	当該建築物は、原発事故で被災した小中学校体育館の代替として整備された仮設体育館は教育機会の確保のために必要不可欠である。
						29	8	31	34	3	31							
153	仮設事務所(広野町商工会他)	双葉郡広野町大字浅見川字桜田40番地	広野町	事務所	183.87	24	12	10	26	11	23	鉄骨造	1	1	3	広野町商工会・南双葉青年会議所・広野町復興事業協同組合	被災した広野町商工会館は平成24年度において解体している。底地が借家であったことから移転を含め検討し、平成31年度末の商工会館完成を目標にしていることから、完成後の移転期間や解体期間などを考慮し、平成32年度末までは当該応急仮設建築物は必要である。	地震で被災した広野町商工会館の代替施設として整備された仮設建築物は、住民帰還に必要な商業インフラ等の再生に必要不可欠である。南双葉青年会議所事務所は富岡町の居住制限区域に立地しており、住民機関に必要な商業インフラ等の再生に必要不可欠である。
						26	11	22	33	3	31							
154	福島県富岡土木事務所仮設庁舎	双葉郡広野町大字下浅見川字広長120番1	福島県	事務所	529.62	25	9	1	27	9	1	軽量鉄骨造	1	1	1	福島県	富岡町の一部の避難指示解除に伴い、富岡土木事務所は平成29年4月1日から町内で業務を再開したものの、災害からの復旧・復興事業を請け負う業者の多くが、原発事故によりいわき市などに避難していることから、事業の円滑な執行と早期の完了を実現するため、県が事業完了の目標としている平成31年度末まで活用期間の延長が必要となる。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある事務所の代替として整備されており、県管理道路等の維持管理・復興事務遂行に必要不可欠である。
						27	8	31	32	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
						年	月	日	年	月								日
155	広野町折木地区仮 設施設	広野町大字折木字田 中69の一部	富岡町	事務所兼作業場	213.03	26	3	7	28	3	5	鉄骨 造	1	1	2	(株)東工業 日検エンジニアリ ング(株)	原子力災害により避難を余儀 なくされ、当該仮設建築物の入 居者が帰還困難区域にある事 業者であることから、帰還の目 途が立たない状況であるが、 町、入居者及び土地所有者間 の契約期間満了である平成31 年3月末までは当該仮設建築 物は必要であるため。	原発事故で被災した各企業代 替事務所として整備された仮設 建築物は、企業活動継続支援・ 雇用の場の確保のため必要不 可欠である。
						28	3	4	31	3	31							
156	福島県相双農林事 務所双葉農業普及 所	双葉郡広野町大字下 浅見川字広長117番 地の1	福島県	事務所	482.76	26	3	24	28	6	24	鉄骨 造	1	1	1	福島県	平成29年4月1日に富岡町の一 部の避難指示が解除されたこ とに伴い、本所も富岡町に帰還 することとしており、庁舎の修 繕等とその後の解体に必要な 期間を見込んで、平成30年6 月末まで活用期間の延長が必要 となる。	本所は、今般の原子力災害以 前は現在の居住制限区域(双 葉郡富岡町小浜)に所在してい たが、発災後の避難指示により 使用困難となったため、その代 替施設として避難指示区域外 である広野町に建設されたもの である。
						28	6	23	30	6	30							
157	ホテルリーブス	福島県双葉郡広野町 大字下北迫字大谷地 原92-2の一部	広野町	宿泊施設	1,995.80	26	8	20	28	11	20	木造 造	2	2	1	(株)フタバドリーム プロジェクト	当該仮設建築物の入居者は震 災・原子力災害で被災した富岡 地区旅館業組合7事業者であ り、営業再開・帰還の目的が立 たない状況であるが、生活再建 のための期間として、平成31年 11月を目標としており、平成31 年11月まで当該仮設建築物は 必要であるため。	震災・原子力災害で被災した事 業者の代替施設として整備さ れたものであり、当該事業者の 事業再開支援に必要不可欠で ある。
						28	11	19	31	11	19							
158	毛萱・波倉スクリーニ ング場	双葉郡楡葉町波倉字 小浜作12	内閣府	除染検査施設	2,378.00	24	12	13	26	4	1	鉄骨 造	1	2	1	原子力災害対策 本部	福島第一原子力発電所の事故 に伴い設定された帰還困難区 域については、当該区域を通 行する場合は車両等のスク リーニングを実施することとな っており、また、一時立入り等 を実施する者の安全を確実に確 保する必要があることから、 現在の復興庁設置が10年であ ることを考慮し、平成32年度ま で存続期間の延長を要するた め。	原子力災害に基づき県内に飛 散した放射性物質は、本来は 外部への飛散がないよう東京 電力福島第一原子力発電所サ イト内で厳重に管理し処理す るものであるが、東京電力福島 第一原子力発電所が被災した ため、その機能を代替するもの として当該建築物を建設した。 一時立入り等を実施する者の 放射線への不安払拭や拡散防 止の観点から必要不可欠であ る。
						26	3	31	33	3	31							
159	楡葉町鐘突堂地区 仮設施設 (ここなら商店街)	福島県双葉郡楡葉町 大字北田字鐘突堂5番 6の一部	楡葉町	店舗	408.28	26	7	31	28	10	26	軽量 鉄骨 造	1	1	3	ブイチェーン楡葉 武ちゃん食堂役 場前店 おらほ亭	平成30年春に町の公設商業施 設が完成予定のため、移行期 間及び解体に必要な期間を見 込んで、平成30年9月末まで活 用期間の延長が必要となる。	当施設は東日本大震災によ り被災した店舗の代替施設で あり、住民の生活に必要な買 物環境のため必要不可欠な施 設である。
						28	10	25	30	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
160	仮設作業員宿泊施設(富岡町仮設焼却施設)	双葉郡榎葉町大字下繁岡字林東88、89-2	鹿島建設株式会社 東北支店	宿泊施設	2,411.75	27	1	6	28	12	30	鉄骨造	2	1	1	鹿島建設株式会社 東北支店	本仮設作業員宿泊施設は、地震・津波災害の災害ガレキ等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員のための施設である。仮設焼却施設がある富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されていることから、当分の間、宿泊施設を確保することができない状況であるため、少なくとも焼却施設の作業完了が見込まれる平成30年度までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	仮設焼却施設を建設した富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されている。このため、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、周辺地域でも、多数の従業員が宿泊できる宿泊施設が、被災により廃業あるいは休業していることから、その代替施設として本施設を整備したものである。
						28	12	29	31	3	31							
161	富岡町仮設焼却施設	双葉郡榎葉町大字井出字苧集5番1の一部	鹿島建設株式会社 東北支店	宿泊施設	1,788.50	27	4	8	29	4	8	鉄骨造	2	1	1	鹿島建設株式会社 東北支店	富岡町の仮設破砕選別施設、仮設焼却施設、仮設灰保管施設等の従業員の寄宿舎であり、これらの施設の稼働期間である平成32年3月までは当該仮設建築物は必要であり、解体期間まで見込むと平成33年3月末までの存続を必要とする。	仮設焼却施設を建設した富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されている。このため、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、周辺地域でも、多数の従業員が宿泊できる宿泊施設が、被災により廃業あるいは休業していることから、その代替施設として必要不可欠である。
						29	4	7	33	3	31							
162	榎葉町鐘突堂地区仮設施設	福島県双葉郡榎葉町大字北田字鐘突堂5番6の一部、5番4の一部	日本郵便(株)	郵便局	102.38	27	10	13	30	1	13	軽量鉄骨造	1	1	1	榎葉郵便局	平成30年春に町の公設商業施設が完成予定のため、移行期間及び解体に必要な期間を見込んで、平成30年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した郵便局の代替施設であり、住民の日常生活に必要なサービスの提供のため必要不可欠な施設である。
						30	1	12	30	9	30							
163	仮設作業員宿泊施設(榎葉町対策地域内廃棄物処理業務)	福島県双葉郡榎葉町大字山田岡字名古屋53-12、53-13、53-212	JFEエンジニアリング株式会社	宿泊施設	2,317.14	28	6	27	30	6	20	鉄骨造	1	1	1	JFEエンジニアリング株式会社	津波廃棄物等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員の宿泊施設であり、仮設焼却施設の稼働期間、解体、撤去まで見込むと平成32年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	仮設焼却施設を建設した榎葉町波倉地区は、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として本施設を建設したものである。
						30	6	19	32	3	31							
164	榎葉町北田地区仮設施設	榎葉町北田字仏坊44-1・44-2・44-3・45-1	浪江町	作業場	521.85	29	11	8	30	6	10	軽量鉄骨造	2	1	2	(株)八島総合サービス 鈴木工務店	平成29年3月に町内の一部を除き避難指示解除となったが、現在の人口、需要等を鑑みると、町内での事業再開の見通しは立っていないため、浪江町復興計画【第二次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている平成33年3月まで活用期間の延長が必要となる。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						30	6	9	33	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
165	原子力災害現地対策本部富岡事務所	富岡町本岡字新夜ノ森39-9	東京電力	事務所 (国道6号線バリエード開閉業務事務所、休憩所)	231.15	26	1	15	28	1	15	鉄骨造	1	3	2	東京電力 内閣府	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、関係市町村等の申し合わせに基づき、国道6号線の通過を認めているところであり、通過者や一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、いまだに避難指示が終了するめどは経っておらず、少なくとも今後5年間は引き続き放射性物質の管理を行う必要があると見込まれることから、平成32年度までは必要であるため。	放射性物質については、震災前は東京電力が福島第一原子力発電所サイト内で、外部に拡散しないよう厳重に管理していた。 しかし、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、放射性物質が拡散した帰還困難区域等の地域においても、放射性物質を管理する必要が生じ、福島第一原子力発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなった。 その機能を代替するものとして、帰還困難区域に常駐して当該区域内外の通行を管理し、放射性物質の拡散を防止する業務を担うための建築物であり、必要不可欠である。
166	富岡町仮設焼却施設	双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑197-1ほか	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	22,262.78	27	6	15	29	6	25	鉄骨造	1階 (管理棟は、2階)	4	1	MHIEC・鹿島・MHI 共同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、平成32年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと平成33年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
167	富岡町仮設災害廃棄物破砕選別施設	双葉郡富岡町大字仏浜字釜田239番地ほか	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	災害廃棄物破砕選別施設	15,409.00	27	6	15	29	6	25	鉄骨造	1階 (管理棟は、2階)	3	1	MHIEC・鹿島・MHI 共同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、平成32年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと平成33年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
168	富岡町仮設灰保管施設	双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑132-1ほか	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	仮設灰保管施設	9,582.00	27	6	15	29	6	25	鉄骨造	1	1	1	MHIEC・鹿島・MHI 共同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、平成32年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと平成33年3月末まで必要であるため。	震災により被災し、閉鎖した廃棄物処理施設の代替施設として、膨大に発生した災害廃棄物を処理するため必要不可欠である。
169	五社の杜サポートセンター	双葉郡川内村大字下川内字宮渡45	川内村	仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点	98.54	24	10	31	26	11	1	木造造	1	1	1	川内村社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があることから。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
170	仮設ビジネスホテル	双葉郡川内村大字上川内字町分395	川内村	ビジネスホテル	1,194.00	25	2	18	26	12	1	軽量鉄骨造	2	2	48	株式会社あぶくま川内	村内の宿泊施設が少なく当面の間、宿泊施設の需要があると推測されることから、復旧復興を目的として、仮設ビジネスホテルを建設し、応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定している。	村内にあった宿泊施設が震災の影響により減ったことから、その代替として仮設ビジネスホテルを建設した。
						26	11	30	34	11	30							
171	川内村仮設焼却施設	福島県双葉郡川内村大字下川内字五枚沢517-4	環境省	仮設灰保管施設	698.40	27	2	1	28	10	1	鉄骨造	1	1	1	環境省	一時保管している灰の特定廃棄物埋立処分施設への搬出が平成30年度中までかかる見込みのため、その後の解体までを見据え、平成31年3月末まで活用期間の延長が必要である。	川内村の廃棄物は、南部衛生センターで処理を行ってきたが、同センターについては、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質に汚染された廃棄物の受入が困難であるために、代替施設として整備したものである。
						28	9	30	31	3	31							
172	原子力災害現地对策本部浪江事務所	浪江町大字高瀬字小高瀬迫181-1他	東京電力	事務所 (除染検査施設、国道6号線バリエード開閉業務事務所、休憩所)	219.05	26	1	17	28	1	15	鉄骨造	1	3	3	東京電力内閣府福島県	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域については、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっている。 また、関係市町村等の申し合わせに基づき、国道6号線の通過が認められていることから、通過者や一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。 このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、いまだに避難指示が終了するめどは経っておらず、少なくとも今後5年間は引き続き放射性物質の管理を行う必要があると見込まれることから、平成32年度までは必要であるため。	放射性物質については、震災前は東京電力が福島第一原子力発電所サイト内で、外部に拡散しないよう厳重に管理していた。 しかし、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、放射性物質が拡散した帰還困難区域等の地域においても、放射性物質を管理する必要が生じ、福島第一原子力発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなった。 その機能を代替するものとして、帰還困難区域に常駐して当該区域内外の通行を管理し、放射性物質の拡散を防止する業務を担うための建築物であり、必要不可欠である。
						28	1	14	33	3	31							
173	浪江町仮設焼却施設	双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内	日立造船・安藤・間・神戸製鋼特定企業共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	28,433.96	28	3	29	29	5	1	鉄骨造	1階(管理棟は、2階)	3	1	日立造船・安藤・間・神戸製鋼特定企業共同企業体	浪江町内で発生した津波がれき、除染廃棄物等を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、平成32年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと平成33年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						29	4	30	33	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
						(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
174	葛尾村仮設焼却施設	双葉郡葛尾村大字葛尾字野行 野行国有林	JFE・奥村・西松・大豊特定共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	28,451.93	27	12	1	29	6	20	鉄骨造	1階(管理棟は、2階)	22	1	JFE・奥村・西松・大豊特定共同企業体	葛尾村内で発生した災害廃棄物、除染廃棄物等処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、平成32年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと平成33年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						29	6	19	33	3	31							
175	仮設高齢者等サポート施設(新地町駒ヶ嶺)	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原245-1の一部	福島県	高齢者福祉施設	298.12	23	12	7	25	9	27	木造造	1	1	1	(社)新地町社会福祉協議会	仮設高齢者等サポート施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しているため、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しが不明のため、概ね10年間(平成33年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						25	9	26	34	3	31							
176	仮設バス待合所(新地町谷地小屋)	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地の一部	東日本旅客鉄道(株)水戸支社	バス待合所	12.95	24	3	30	26	3	30	鉄骨造	1	1	1	JR常磐線代行バス利用者	被災したJR常磐線(新地駅駅舎を含む)は、線路移設により復旧が予定されているが、用地買収を前提に、平成26年春工事着手予定、工事完了まで3年程度の期間を見込んでいるため、平成29年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災したJR常磐線新地駅駅舎の代替として整備された仮設建築物は、公共交通の確保のために必要不可欠である。
						26	3	29	29	3	31							
177	飯舘村小宮仮設焼却施設	福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平560の一部	神鋼環境・神戸製鋼共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	974.24	26	12	10	28	11	1	鉄骨造	1	2	1	神鋼環境・神戸製鋼共同企業体	家屋解体の受付が、当初想定した数量より大幅に増加し、処理対象物量が大幅に増加したことから、小宮地区で処理する屋内廃棄物の処理が終了する平成29年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。また、その後の解体までを見据え、平成30年3月まで必要である。	飯舘村は、地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市での受入は困難であるために、その代替施設として整備したものである。
						28	10	31	30	3	31							
178	飯舘村小宮仮設焼却施設	福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平560の一部	神鋼環境・神戸製鋼共同企業体	仮設灰保管施設	669.62	26	12	10	28	11	1	鉄骨造	1	2	1	神鋼環境・神戸製鋼共同企業体	一時保管している灰の特定廃棄物埋立処分施設への搬出が平成31年度末までかかるため、その後の解体までを見据え、平成32年3月末まで活用期間の延長が必要である。	飯舘村は、地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市での受入は困難であるために、その代替施設として整備したものである。
						28	10	31	32	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
179	飯舘村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯舘村蕨平199、201、202、203	IHI環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	31,666.76	28	3	7	30	3	14	鉄骨造	灰処理設備棟4階、管理棟2階、前処理設備棟2階、他は1階建	34	1	IHI環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	飯舘村内で発生した災害廃棄物・除染廃棄物、飯舘村外の福島県内で発生した農林業系廃棄物や下水汚泥等処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、平成32年12月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと平成33年12月末まで必要であるため。	飯舘村は、村内で発生した廃棄物について地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市が受入れなくなったため、その代替施設として必要不可欠である。
						30	3	13	33	12	31							
180	設備棟、付属棟、資材化炉出口架構、副産物置場	相馬郡飯舘村蕨平字蕨平199	日揮・太平洋セメント・太平洋エンジニアリング実証業務共同企業体	工場(資材化実証施設、仮置場)	1,653.16	27	12	22	30	3	22	鉄骨造	2階	4	1	日揮・太平洋セメント・太平洋エンジニアリング実証業務共同企業体	施設の稼働は平成30年3月で終了するが、その後の解体に1年を要する予定であるため。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						30	3	21	31	3	31							